

平成30年7月10日

滋賀県介護サービス事業者協議会連合会
会長 西村 武博 様

滋賀働き方改革推進支援センター
滋賀県社会保険労務士会
会長 古川



平成30年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進事業
(厚生労働省滋賀労働局委託事業)

「平成30年度 働き方改革推進支援事業」に対するご支援について(お願い)

平素は滋賀働き方改革推進支援センター(以下「センター」という)及び滋賀県社会保険労務士会の運営に格別のご高配にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび滋賀労働局より「平成30年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進事業」を受託し、労働基準法等の改正、助成金・補助金の活用、支援団体の案内等をセンターのコーディネーター(社会保険労務士)が無料(事業所訪問は3回まで無料)でサポートさせていただいております。

つきましては、別紙文書を貴連合会会員様、事業所様にメール、FAXにご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

まずは、大変ご多忙とは存じますがよろしくお願いいたします。

以上

平成30年7月10日

滋賀県介護サービス事業者協議会連合会
会員 事業所 様

滋賀働き方改革推進支援センター
滋賀県社会保険労務士会
会長 古川 政



平成30年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進事業
(厚生労働省滋賀労働局委託事業)

「平成30年度 働き方改革推進支援事業」に対するご支援について(お願い)

平素は滋賀働き方改革推進支援センター(以下「センター」という)及び滋賀県社会保険労務士会の運営に格別のご高配にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび滋賀労働局より「平成30年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進事業」を受託しました。

この支援事業は中小企業・小規模事業者等を中心に ①労働時間の是正 ②非正規雇用労働者の待遇改善 ③生産性向上による賃金引上げ ④人員不足の緩和に向けた取組を支援するために、労働基準法等の改正、助成金・補助金の活用、支援団体の案内等をセンターのコーディネーター(社会保険労務士)が**無料(事業所訪問は3回まで)**でサポートさせていただいております。

つきましては、貴連合会におかれまして、本事業へのご参画をお願い申し上げますとともにご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上

*事業所訪問にご協力・ご賛同いただけます団体、事業所様につきましては、別紙「働き方改革コーディネーター無料相談申込書」にご記入いただき FAXにてご返信ください。

「働き方改革」に取り組む事業主の皆さまを支援します！

たとえば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしています。

- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えて欲しい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金を知りたい
- 就業規則、賃金規程などの見直したい
- 36協定について詳しく知りたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい

働き方改革コード
イネーター
無料相談申込書

滋賀県社会保険労務士会内
滋賀働き方改革推進支援センター
FAX : 077-526-1800

申込日 平成 年 月 日

事業所名		役職	
		氏名	
所在地	〒	TEL	
		FAX	
ご相談内容	<input type="checkbox"/> 長時間労働の是正(労基法の改正) <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> 助成金・補助金 <input type="checkbox"/> 支援団体等のご案内 <input type="checkbox"/> その他 () *いずれかに☑し、その他は希望される内容を書いて下さい。		
相談希望日時	第一希望 月 日 () (時 分～ 時 分) 第二希望 月 日 () (時 分～ 時 分) 第三希望 月 日 () (時 分～ 時 分)		

「滋賀働き方改革推進支援センター」
 大津市打出浜2番1号コラボしが21-6階
 滋賀県社会保険労務士会事務局内
 TEL : 0120-3760-20